

和歌山大学国際イニシアティブ基幹国際観光学研究センター規則

制 定 平成28年 3月25日

法人和歌山大学規程第1770号

最終改正 令和 4年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学国際イニシアティブ基幹国際観光学研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、和歌山大学（以下「本学」という。）の特徴である観光学教育研究を発展させ、観光学教育研究拠点形成するとともに、その成果を全学に還元し、以て全学のグローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光学教育研究に関する基礎及び応用に関すること
- (2) 観光学教育研究に関するグローバルネットワークの構築に関すること
- (3) その他センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター担当教員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、国際イニシアティブ基幹長の推薦に基づき、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、国際イニシアティブ基幹長の推薦に基づき、役員会の議を経て、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、センターの目的に沿った教育研究活動を行うとともに、センターの業務に携わる。

(研究員)

第8条 センターに研究員を置くことができる。

- 2 研究員に関する事項は、センター長が別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターには、必要に応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後の最初のセンター長及び副センター長の任期は、第5条第2項及び第6条第2項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1965号)

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2304号)

この改正規則は、令和2年8月24日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2453号)

1 この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正規則の施行後の最初のセンター長及び副センター長の任期は、第5条第3項及び第6条第3項の規定に関わらず、令和5年3月31日までとする。